飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件　新旧対照表

○飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和 51 年 11 月 19 日農林省告示第 1074 号）　（下線部分は改正部分）

改正後

4　第 1 方式検査方法

（略）

a)・b)　（略）

1)　（略）

表 1－小型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ（個）	抽出個数（個）	合格判定個数（個）
35 000 以下	4	1
35 001～240 000	6	1
240 001 以上	8	1

（略）

2)　（略）

表 4－並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料数の大きさ（個）	不良品の限界個数（個）
5	3
6～12	4
13～19	5
20～24	6
25～39	7
40～49	8

3)　（略）

c)・d)　（略）

改正前

4　第 1 方式検査方法

（略）

a)・b)　（略）

1)　（略）

表 1－小型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ（個）	抽出個数（個）	合格判定個数（個）
35 000 以下	4	1
35 001～24 000	6	1
24 001 以上	8	1

（略）

2)　（略）

表 4－並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料の大きさ（個）	不良品の限界個数（個）
5	3
6～12	4
13～19	5
20～24	6
25～39	7
40～49	8

3)　（略）

c)・d)　（略）